

改正

昭和61年 6 月24日規則第24号

平成12年 3 月31日規則第12号

平成13年 4 月 5 日規則第22号

平成13年10月26日規則第52号

平成17年 4 月 8 日規則第45号

平成17年 7 月 1 日規則第63号

平成24年 4 月 1 日規則第23号

平成27年12月28日規則第63号

平成28年 4 月 1 日規則第15号

平成30年 6 月13日規則第27号

令和 3 年 1 月15日規則第 1 号

令和 5 年12月13日規則第55号

令和 5 年12月13日規則第62号

令和 7 年 3 月31日規則第11号

令和 8 年 3 月23日規則第 9 号

千代田区旅館業法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び千代田区旅館業法の施行等に関する条例（平成24年千代田区条例第 9 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(営業許可申請)

第 2 条 省令第 1 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無に関する申告書
- (3) 旅館を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図

- (4) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
 - (5) 客室面積の算定図
 - (6) 衛生設備、空調設備、照明設備の各系統図
 - (7) 客室、浴室（脱衣場を含む。）及びトイレ等の窓の大きさ及び構造を明らかにした図面
 - (8) 玄関帳場の構造を明らかにした図面
 - (9) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
 - (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認済証の写し
 - (11) 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の2第1項の規定により届出をした工事完了届の副本若しくはその写し
- （営業許可書の交付等）

第3条 区長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、別記第2号様式による営業許可書を交付し、別記第3号様式による旅館業営業許可台帳に記載するものとする。

- 2 区長は、法第3条第2項及び第3項の規定に基づき許可をしないときは、別記第4号様式による不許可通知書により通知するものとする。

（譲渡による承継承認申請）

第3条の2 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、別記第4号様式の2によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 旅館業（法第2条第1項に規定する旅館業をいう。）の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 法第3条第2項各号に該当することの有無に関する申告書

- 3 区長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、別記第4号様式の3による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

（合併又は分割による承継承認申請）

第4条 省令第2条第1項の規定による申請書は、別記第5号様式又は別記第5号様式の2によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 法第3条第2項各号に該当することの有無に関する申告書

3 区長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、別記第6号様式又は第6号様式の2による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

(相続による承継承認申請)

第5条 省令第3条第1項の規定による申請書は、別記第7号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(3) 法第3条第2項各号に該当することの有無に関する申告書

3 区長は、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、別記第8号様式による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

(変更等の届出)

第6条 省令第4条の規定により届出をしようとする者は、別記第9号様式による変更届又は別記第10号様式による停止若しくは廃止届を区長に提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更事項を明らかにする関係書類を添付しなければならない。

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第7条 条例第5条第1号に規定する措置の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。

(2) 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。

第8条 条例第5条第2号に規定する照度の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上

(2) 調理場及び配ぜん室 50ルクス以上

(3) 廊下及び階段 常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、10ルクス以上）

(4) 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上

第9条 条例第5条第3号に規定する措置の基準は、客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこととする。

第10条 条例第5条第4号に規定する措置の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 布団及びまくらには、清潔なシーツ、布団カバー、まくらカバー等を用いること。
- (2) シーツ、布団カバー、まくらカバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
- (3) 布団及びまくらは、適当な方法により湿気を除くこと。

第11条 条例第5条第5号に規定する措置の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 客室は、喫煙室と禁煙室とに区分し、又は完全禁煙とすること。
- (2) 屋内の共用部に喫煙所を設置する場合にあっては、次の構造設備基準を満たす喫煙室とし、
たばこの煙が室外に漏れないようにすること。
 - (ア) 局所排気による換気構造とすること。
 - (イ) 喫煙室と非喫煙場所の境界において、喫煙室に向かう気流の風速を0.2メートル毎秒以上とすること。
- (3) 屋外に喫煙所を設置する場合にあっては、施設の出入口又は給気口から離れた位置に設置すること。

第12条 条例第5条第7号に規定する措置の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
 - ア 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業（イに規定するものを除く。）及び下宿営業 1客室の寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計した面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルについて1人
 - イ 簡易宿所営業（階層式寝台を設置する場合に限る。） 有効面積1.5平方メートルについて1人
- (2) 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。
 - ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。
 - イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
- (3) 浴室については、次の措置を講ずること。
 - ア 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
 - イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、維持管理の状態が良好で、公衆衛生上支障がないと区長が認めた場合は、1週間に1回以上換水し、清掃すること。
 - ウ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
 - エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。

(イ) 貯湯槽内の湯は摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ 循環式給湯設備を使用するときは、配管内の湯は摂氏55度以上に保つこと。

カ ろ過器等を利用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア) 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(ウ) 浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。

(エ) 集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(オ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(カ) 浴槽水については、定期的に水質検査を行うこと。レジオネラ属菌について1年に1回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

キ 浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、区長は、この基準((ウ)及び(エ)の基準を除く。)により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

(ア) 濁度は、5度以下とすること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

(ウ) 大腸菌数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

(エ) レジオネラ属菌が検出されないこと。

ク アからキまでの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(4) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

(5) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(6) 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(7) ごみ置場については、次の措置を講ずること。

ア 防虫防そ対策を行うこと。

イ 悪臭の発生防止のため、清潔な状態を常時保持すること。

ウ 施設で生じるごみの分別、収集、運搬及び貯留は、衛生的かつ効率的な方法により、速やかに行うこと。

(8) 清掃用具は、清潔なものを使用すること。

(9) 客室に加湿器を備え付ける場合にあっては、宿泊者ごとに水を交換し、汚れやぬめりが生じないよう定期的に洗浄及び消毒をすること。

(10) 外国人患者の受入れが可能な近隣の病院、診療所その他の医療機関を把握し、緊急時の連絡体制を整備すること。

(11) 感染症及びトコジラミ等衛生害虫が発生した場合の対応マニュアルを整備すること。

(12) 営業者は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

(営業従事者名簿の記載事項)

第13条 条例第7条第3号の営業従事者名簿に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 住所

(4) 従事職種

(5) 就業年月日

(構造部分の合計床面積)

第14条 条例第9条第4号ア及び第11条第1項第1号に規定する1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第10条第1項第1号に規定する1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、その他の宿泊者が通常立ち入る部分（浴室、便所及び洗面所を除く。）の床面積を合計した面積とする。

3 条例第10条第1項第1号に規定する合計床面積は、6.6平方メートル以上とする。この場合において、押入等の収納設備の水平投影面積は、当該合計床面積に算入しない。

4 条例第10条第1項第2号に規定する客室の構造部分の合計延床面積は、第2項の規定により算定した各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

5 条例第11条第1項第1号に規定する1客室の構造部分の合計床面積は、7平方メートル以上と

する。この場合において、押入等の収納設備の水平投影面積は、当該合計床面積に算入しない。

(採光が十分に得られる構造)

第15条 条例第9条第4号イに規定する採光が十分得られる窓は、外気に面し自然光が取り入れられるもので、かつ、壁面に設け、その面積は有効面積の10分の1を目安とすること。

(浴室の構造設備基準)

第16条 条例第9条第7号に定める浴室の基準は、次のとおりとする。

(1) 共同用の浴室にあつては、次に定めるところによること。

ア 男子用及び女子用に区分し、その境界には隔壁を設け、相互にかつ屋外から容易に見通すことができない構造であること。

イ 十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

(2) 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

(3) 共同用のシャワー室のみを設ける場合は、男子用及び女子用に区分し、それぞれ宿泊定員10人(10人に満たない端数は、10人とする。)につき1個以上のシャワーを設置すること。

(4) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

キ ろ過器及び配管等に浴槽水が滞留しない構造であること。

(共同便所の便器の数)

第17条 条例第9条第9号イ及び第10条第1項第7号イで定める宿泊定員及び旅館業の施設の構造に応じた便器の数は、次の各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

(1) 便所を付設していない客室の合計定員(以下この条において単に「合計定員」という。)

が30人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表の右欄に掲げる数

合計定員	数
3人以下	1
4人又は5人	2
6人以上10人以下	3
11人以上15人以下	4
16人以上20人以下	5
21人以上25人以下	6
26人以上30人以下	7

(2) 合計定員が30人超300人以下の場合 30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数

(3) 合計定員が300人超の場合 300人を超えて20人(20人に満たない端数は、20人とする。)を増すごとに1を34に加算した数

(共同洗面所の給水栓の数)

第18条 条例第9条第10号で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が30人を超える場合は、10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数とする。

(衛生措置基準の特例)

第19条 条例第12条で定める特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省令第5条第1項に規定する施設の照度については、条例第5条第2号の規定に基づく第8条各号に掲げる照度のそれぞれ2分の1とすること。

(2) 省令第5条第1項に規定する施設における条例第5条第7号に基づく第12条第1号アの基準については、有効面積1.5平方メートル当たり1人とすること。

(宿泊者名簿)

第20条 省令第4条の2第2号に規定する区長が必要と認める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 性別

(2) 年齢

(3) 前泊地

- (4) 行先地
- (5) 到着日時
- (6) 出発日時
- (7) 室名

2 宿泊者名簿は、宿泊日から3年以上施設に保管しなければならない。

(違反者の公表)

第21条 条例第14条で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法律第7条の2及び法第8条の規定による命令に違反した営業者の名称
- (2) 当該命令に係る施設の住所及び名称
- (3) 違反内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

(経過規定)

2 この規則の適用日前にした旅館業法施行細則（昭和32年東京都規則第122号）の規定による許可並びに申請及び届出は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和61年6月24日規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成13年4月5日規則第22号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第1条から第7条までの規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年10月26日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月8日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第63号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月13日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千代田区旅館業法施行細則第12条、第14条第2項、第16条及び第17条の規定は、この規則の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前までに申請したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月13日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月13日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第11号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。